

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年6月12日

支出負担行為担当官

水戸刑務所長 伊藤 譲 二



1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名
水戸刑務所職員宿舎断熱改修(建築)工事
- (2) 工事場所
茨城県ひたちなか市市毛858
- (3) 工事内容
建築一式工事
- (4) 工期
平成21年11月8日まで
- (5) その他

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 本件工事の業種区分において、法務省の平成21・22年度における建設工事に係るD等級(総合数値850点以下)の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記2(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出する場合には、その構成員が、単体として申請書及び資料を提出していないこと(事業協同組合についても同様とする。)
- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1

月 23 日付け法務省営第 191 号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

- (6) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、法務省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 茨城県又はその隣接県に建設業法の許可（本件工事に対応する建設業種）に基づく本社（本店）、支店又は営業所が所在すること。

3 入札手続等

- (1) 連絡先 〒321-0033 茨城県ひたちなか市市毛847
水戸刑務所総務部用度課
電話029-272-2424（代表）

- (2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

- ア 入手期間

平成21年6月12（金）から同年7月14日（火）まで

- イ 入手方法

上記(1)にて交付（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。）。

なお、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

- (3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

- ア 提出期間

平成21年6月12日（金）から同年6月22日（月）まで

- イ 提出場所

上記3(1)に同じ

- ウ 提出方法

別紙申請書に平成21・22年度の法務省一般競争（指名競争）参加資格に係る資格決定通知書の写しを添えて、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

- (4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- ア 日 時 平成21年7月15日（水）午後2時00分

- イ 場 所 〒312-0033 茨城県ひたちなか市市毛847
水戸刑務所会議室

- ウ 提出方法 持参すること（郵送は認めない）。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準